

## 飯能第一小学校校舎南棟等解体工事 現場説明特記事項

### I 工期について

- (1) 契約工期は契約締結の日から令和9年3月30日までとする。なお、9月議会承認による本契約を見込んでいる。
- (2) 工期内に完成検査を受けること。

### II 施工について

#### (1) 工事全般事項

- ・現場は飯能第一小学校の敷地内にあり、小学校、放課後児童クラブの運営を行う中での工事である。工事期間中の騒音・振動の対策や児童の安全確保について十分留意し、学校等の運営に配慮した工事を行うこと。
- ・工事現場周辺は住宅地域である。騒音・振動には十分に配慮した工事をする事。
- ・工事着手にあたっては、事前調査を十分に行うこと。
- ・工事に際しては、既存施設や敷地周辺等に損傷や汚損を及ぼさないよう十分に注意し、万一損傷及び汚損した場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。
- ・関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を代行し、それらに要する費用はすべて受注者の負担とする。

#### (2) 作業時間について

- ・本工事は、飯能市建築工事における週休2日制モデル工事（現場閉所型）の試行対象工事である。試行要領は、ホームページで確認のこと。
- ・原則として作業開始時間は午前8時30分からとし、監督員と十分に協議し、決定すること。
- ・休日の作業は、出来るだけ避けるものとするが、工程上やむを得ない場合は、監督員と協議し、決定すること。なお、休日に作業を行った際には、作業員を平日に休暇を取得できるように配慮すること。

#### (3) 工事関係車両について

- ・工事関係車両の駐車は、監督員と十分に協議し、指定された場所以外に置かないこと。
- ・工事現場周辺の道路は狭いことから通行には十分に注意するとともに、関係車両の学校周辺道路の通行は指定された場所から行うこと。（A-75 図参照）
- ・工事関係車両の現場への入場は、通学時間帯を避けること。
- ・工事現場周辺は、住宅地域であるためアイドリングストップを心掛けること。

#### (4) 公害関係について

- ・原則として、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を利用すること。

- ・近隣住民や学校に配慮し騒音、振動の発生及び粉じんの飛散等を最小限にするよう配慮した工法を選定すること。
- ・石綿含有建材について、周辺環境への飛散防止を行い、関係法令等に基づき適切に処理をすること。
- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)及びその他関係法令等を遵守して施工すること。その他、石綿除去作業等に必要な届出がある場合は遅滞なく行うこと。
- ・学校の各教室内にある、過去に煙突として使用されていた石綿パイプについては、調査が出来ていないが、石綿含有を想定した設計をしている。施工にあたっては、現場調査を実施してから施工すること。なお、現在想定している工法は、斫り工法を見込んでおり、仮設間仕切シートを設置し集塵機を併用した施工としている。

### Ⅲ学校行事等への対応について

現在、学校の校庭側に仮設校舎を建設している。10月中の完成を目指しているが、完成後の引越や運動会等の行事を予定しているため、現時点でのスケジュールを示す。工事にあたっては配慮すること。

【引越期間】(予定) 令和8年10月20日～令和8年10月23日

【運動会】(予定) 令和8年11月2日(月)から運動会練習開始

令和8年11月21日(土)運動会当日

※校舎南棟内部の作業は、学校の引越が終わり次第開始とする。それまでの準備工事等は、監督員との協議によることとする。また、校舎南棟周辺に設置する仮囲いのうち、校庭側の仮囲いについては、運動会終了まで最小での設置とし、運動会終了後に予定の位置へ設置することとする。(仮設計画図参照)

### Ⅳその他

#### (1)建設副産物関係

- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)による「再生資源利用〔促進〕計画書・実施書」および「工事登録証明書」を提出すること。

#### (2)近隣説明会等への対応について

- ・工事の近隣説明会の開催その他の方法による工事の周知等に関して、受注者は発注者を支援すること。

#### (3)草刈り対応について

- ・本工事で、飯能第一小学校の仮設教職員駐車場周辺の草刈りを2回見込んでいる。施工時期については、担当課と協議すること。